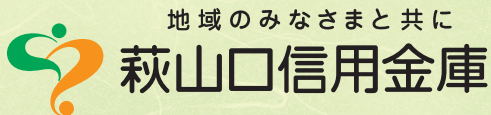
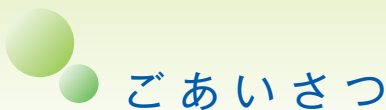


第107期

業務のご報告

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日





皆様には、平素より萩山口信用金庫に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年度の我が国経済については、日経平均株価は史上最高値を更新し、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られ、日本銀行による短期金利の誘導目標の水準が0.5%程度まで引き上げられました。

こうした中、当金庫は、中期経営計画『萩山口しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～』の4つの基本方針「お客さまとのリレーションシップによる地域の課題解決」、「お客さまのみならず職員も幸せに」、「組織の革新」、「持続可能な地域社会創りへの貢献」に沿って、3か年計画初年度としてお客様や地域の成長・発展等に資する諸施策に取り組んでまいりました。

その結果、業容面においては、預金の期末残高が2,029億46百万円となり、貸出金の期末残高は999億49百万円となりました。

収益面においては、経常利益を2億22百万円、当期純利益を2億21百万円計上することができました。また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は14.34%で国内基準の4%を上回っております。

先行きについては、各国の通商政策等の影響を受けて成長ペースは鈍化するものの、海外経済のゆるやかな成長を受け、輸出の増加、設備投資の拡大により回復基調を維持するものとみられますが、米国の関税措置が貿易環境の不透明感を増し、我が国の経済活動を下押しするリスクがあります。

2025年度は、中期経営計画『萩山口しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画』の中間年度として、初年度に引き続き実効性のある取組みを実施してまいります。

今後も、萩山口信用金庫は、「豊かで活力のある地域社会づくりに貢献します」を経営の基本方針として、役職員一丸となって、何よりも地域の皆様のお役に立つ営業活動に徹するとともに、これからも地域活性化のための取組を積極的に行う所存でございますので、より一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 梶山 一生

1. 事業の方針

2024年度は、中期経営計画『萩山口しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～』の初年度として、4つの基本方針「お客さまとのリレーションシップによる地域の課題解決」、「お客さまのみならず職員も幸せに」、「組織の革新」、「持続可能な地域社会創りへの貢献」に沿って、①お客さまの成長と幸せのための課題解決推進、②適正な貸出金利息収入確保をメインとしたあらゆる収益力の改善、③経営力変革に向けた施策の展開、④急速に進展するDXへの取組み、⑤経営管理上の各種リスクへの対応、⑥持続的な人的基盤の確立、⑦SDGsへの取組みによる地域社会への貢献の7つの項目を重点課題として位置づけ、取組んでまいりました。

2. 金融経済環境

2024年度の我が国経済については、日経平均株価は史上最高値を更新し、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られ、日本銀行による短期金利の誘導目標の水準が0.5%程度まで引き上げられました。

先行きについては、個人消費の拡大持続、海外経済のゆるやかな成長を受け、輸出の増加、設備投資の拡大により回復基調を維持するものとみられますが、米国の関税措置が貿易環境の不透明感を増し、我が国の経済活動を下押しするリスクがあります。

3. 業績

<業容面>

預金は、末残2,029億46百万円（前期比42億91百万円の減少）となりました。内訳として、流動性預金は主に法人の資金決済及び借入金返済により、14億25百万円減少し1,187億65百万円となりました。定期性預金は個人の他金融商品へのシフト、相続を要因とした解約等により28億65百万円減少し841億81百万円となりました。一方、貸出金は、地公体向け貸出や、事業性貸出が設備資金需要を受けて増加し、末残999億49百万円（前期比35億62百万円の増加）となりました。

なお、貸出金以外の運用としては、預け金（無利息を除く）が末残274億58百万円（前期比40億75百万円の減少）、有価証券が末残837億90百万円（前期比33億50百万円の減少）となりました。

<収益面>

資金運用収益は前期程度を維持し、当期純利益は2億21百万円（前期比3百万円の減少）となりました。

4. 事業の展望及び対処すべき課題

2025年度は、中期経営計画『萩山口しんきん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画』の中間年度として、4つの基本方針に沿って、①金利上昇局面への対応とあらゆる収益力の改善、②「Face to Face」によるお客さまとのリレーションシップ推進、③持続的な人的基盤の確立、④経営力変革に向けた施策の展開、⑤経営管理上の各種リスクへの対応、⑥急速に進展するDXへの取組み、⑦SDGsへの取組みによる地域社会への貢献の7つの項目を重点課題として掲げ、実効性のある取組みを実施し、最終年度につなげたいと思います。

5. 内部管理基本方針の制定

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するために「内部管理基本方針」を平成23年7月29日に制定し、改正信用金庫法施行規則第23条により平成27年9月29日一部改正いたしました。

その概要は次の通りです。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・組織改正に伴い、担当部部署を変更した。
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・監事の文書閲覧に関する事項は、後記7に移記した。
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置することとした。
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ・監事からの要請に係る役職員の報告を義務付けた。
 - ・監事による資料閲覧に係る担当部署に対する説明事項を追加した。
8. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保す

るための体制

以上は、平成 23 年 7 月 23 日開催の理事会の第 2 号議案で決議し、また、一部改正については、平成 27 年 9 月 29 日開催の理事会の第 2 号議案で決議いたしました。

上記 1 から 10 の内部管理基本方針の運用状況の概要は次の通りです。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス委員会の開催状況
開催回数 4 回（定期 4 回）
主な決議事項
 - ・コンプライアンス・プログラム（案）の審議
 - ・コンプライアンス状況チェックリストの改正
 - ・不祥事再発防止策の改正主な活動状況
 - ・反社会的勢力に対する対応事項の検討・報告
 - ・コンプライアンス・プログラム取組状況の分析・報告
 - ・不祥事再発防止策の定着状況の検証
 - ・コンプライアンスチェックリストの結果分析・報告
 - ②研修等の実施状況
研修の対象者、研修の主なテーマ
 - ・マネロン・テロ資金供与対策研修
2024 年 5 月 8 日
2024 年 7 月 29 日、30 日
2024 年 11 月 19 日
2025 年 2 月 18 日
 - 対象者：内勤役席者 内勤担当者
 - ・与信取引に関する顧客説明研修 2025 年 3 月 11 日
 - 対象者：渉外担当者
 - ・各部署単位研修（営業店・本部）毎月 1 回実施
 - 対象者：全職員（パート含む）
 - テーマ：コンプライアンス、顧客保護、金融取引ルール等を題材
 - ・研修後における主な対応
部署ごとに研修報告書を提出、確認テストの実施
 - ・コンプライアンス状況チェックリストによる自主チェック実施 10 月
 - ③内部通報制度の利用状況
庫内への周知方法
 - ・コンプライアンス担当者会議及び臨店指導時に周知
 - ・コンプライアンス研修による周知

内部通報の件数

・0件

内部通報の内容の理事への報告状況

・該当なし

内部通報に対して当金庫が行った措置

・該当なし

④内部監査部門の活動状況

往査した部門・回数

・内部監査計画に則り、営業店21店舗、本部各部に対し
年1回実施

監査方法

・重要性やリスクが高い業務プロセスを中心に監査

監査結果の報告状況

・監査結果を実施監査結果報告書として取りまとめ、年2
回常務会へ報告

指摘・提言した事項

・監査結果不備不適事項に対する整理改善報告書を求め、
各店舗に整理改善を指導
・不芳店舗に対する特定監査（営業店1店舗）の実施

指摘・提言に対して各部署が講じた措置

・監査指摘事項等の措置・実行状況については、フォロー
アップ監査で改善したことを確認

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①保存及び管理に関する状況

職務の執行に関する情報・文書や重要な会議録の保存・管理状況

・文書管理規程等に則り、適切に管理

上記情報等へのアクセス状況

・文書管理規程等に則り、常時速やかに閲覧できる体制を
確保

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理委員会の開催状況

開催回数 18回（定例12回 臨時6回）

主な決議事項、活動状況

・リスク管理委員会規程第4条で定める協議・報告事項に
則り、決議・報告を実施

②リスク管理部門の活動状況

・リスクカテゴリーに応じたりスクの把握・分析を実施、
その結果をリスク管理委員会に報告
必要に応じて、常務会、理事会に報告

③BCPへの対応状況

「業務継続基本計画」等の策定・改定状況

- ・平成24年9月に制定し、必要に応じて随時見直しを実施（直近改正日は、令和7年1月23日自店立地の危険度の把握条項を追加。防災マップ（ハザードマップ）を追加）

庫内への周知方法

- ・庫内イントラに掲載し、周知
- BCP訓練の実施及びその回数
- ・令和6年8月20日に訓練を実施

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①理事会等の開催状況

理事会の開催回数

- ・理事会を10回開催

経営会議（常務会等）の開催回数

- ・常務会を21回開催

理事会や経営会議に関する規程の制定・改定状況

- ・理事会、常務会とも規程制定済みであり、必要に応じて随時見直しを実施（直近改正日は、理事会：令和5年10月20日、常務会：令和5年10月20日）

効率的な会議運営のための施策

- ・常務会の出席者に対する資料の事前提供を実施

②効率性確保のための諸施策の実施状況

事業計画の策定・進捗状況の管理方法

- ・事業計画の策定は、常務会・理事会に付議
- ・進捗状況は、理事会等で報告

組織規程・職務分掌規程等の制定・改定状況

- ・令和6年度は制定・改定無し

執行役員制度の導入状況

- ・平成26年10月1日制定、理事会により選任され金庫の業務執行を行う責任者であり職員の最高位として位置づけ、現在1名（役職：経理部長）

電子化の取組強化

- ・Web完結商品の取組強化
- ・融資稟議支援システムの導入

5. 当金庫の監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

①補助職員の配置状況等

- ・理事又は理事会に対し必要に応じて補助職員を置くことを要請できる旨を規程に定めているが、今期、補助職員の配置はない

6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①人事権等の状況

- ・補助職員の人事異動、考課等及び懲戒処分の決定については、予め監事の同意を得る旨を規程に定めているが、今期、補助職員の配置はなく同意事例もない
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ①信用金庫グループの監事・監査役連絡会の開催状況
 - ・当金庫には子会社等はなく該当なし
 - ②監事への報告に関する諸施策の実施状況
 - 監事に報告すべき事項の整備状況
 - ・当金庫の役職員が直ちに又は定期的に監事に報告するべき事項について規程に定めている
 - 重要な会議への出席、重要な資料閲覧等の状況
 - ・当金庫の理事会等の重要な会議への出席、重要な資料の閲覧、担当部門からの聴取により、監事は当金庫の情報を入手している
 - 内部通報制度の利用状況
 - ・内部通報ホットラインにより、当金庫役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行うと定めているが、今期、協議実績はない
 - 内部監査部門からの報告
 - ・内部監査部門は、内部監査計画、監査結果等について、監事へ適時に報告している
 8. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ①方針・規程等の整備状況
 - ・監事への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程を定め、役職員に周知している
 9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に係る事項
 - ①方針・規程等の整備状況
 - ・法令や監事監査基準に基づき監事の職務に伴う必要な費用は、当金庫の内部管理基本方針のとおり、前払い又は償還の処理が速やかに行われている
 - ②予算計上の状況
 - ・監事の職務上必要とされる費用についての予算計上は行っていない
 10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監事監査の実効性を確保するための諸施策
 - ・会計監査人及び内部監査部門との情報共有・意見交換を十分に行い、連携を図っている
 - ・今期、監事による外部専門家の活用実績はない

●第107期通常総代会決議のご報告●

令和7年6月27日に開催いたしました第107期通常総代会におきまして、下記の議案を付議し、原案通り承認可決されました。

記

- 報告事項**
1. 第107期（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
業務報告、貸借対照表及び損益計算書
 2. 第107期（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
決算に係る監事監査結果

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

以上

● 1年間のトピックス ●

(2024年4月～2025年3月)

2024年

- 4月6日 湯田温泉クリーン作戦参加(湯田支店)
- 4月14日 大内まつり参加(大内支店)
- 4月27日、28日 よしき軽井沢通りマルシェ参加(吉敷支店)
- 5月19日 浜崎伝建おたから博物館参加(萩支店 浜崎支店)
- 6月1日 一の坂川ほたる祭り参加(豎小路支店)
- 6月9日 向津具ダブルマラソンボランティア参加(長門支店)
- 6月11日 「信用金庫の日」PR活動献血活動実施(本店 萩支店)
- 6月14日 「信用金庫の日」PR活動全店店周一斉清掃実施
- 6月26日 第106期通常総代会開催
- 7月21日 日本海イカダ大会参加(萩支店 奈古支店)
- 7月24日 山口祇園祭「市民総踊り」参加(山口地区)
- 7月27日 山口祇園祭御還幸式参加(山口地区)
- 7月27日 中市商店街夏の夜市参加(本店)
- 8月3日 おおとし夏まつり参加(湯田支店)
- 8月7日 湯田温泉七夕ちょうちん祭り参加(湯田支店)
- 8月8日 山口市ふるさとまつり「音楽と花火の夕べ」参加(宮野支店)
- 8月10日 平川地区民盆踊り大会参加(平川支店)
- 8月11日 長門湯本温泉納涼盆踊り大会参加(長門支店)
- 8月11日 小鯖夏まつり参加(大内支店)
- 8月13日 よしき夏まつり参加(吉敷支店)
- 8月18日 日本列島クリーン大作戦参加(萩支店)
- 9月14日、15日 西日本やきとり祭り参加(長門支店)
- 9月29日 軽井沢通り清掃活動参加(吉敷支店)
- 10月6日 親子ふれあいクリーン作戦参加(平川支店)
- 10月12日 愛情防府フリーマーケット参加(防府支店)
- 10月13日 湯田温泉酒まつり参加(湯田支店)
- 10月20日 宮野まつり参加(宮野支店)
- 10月27日 平川商工業振興会大運動会参加(平川支店)
- 11月3日 大歳まつり参加(湯田支店)
- 11月10日 金谷天神祭(御神幣巡行)参加(萩地区)
- 11月10日 大殿ふるさとまつり参加(豎小路支店)
- 11月17日 吉敷ふるさとまつり参加(吉敷支店)
- 11月17日 平川まつり参加(平川支店)
- 11月23日 中市商店街えびす祭り参加(本店)
- 11月24日 おうち産業フェア参加(大内支店)
- 12月8日 維新の里萩城下町マラソン協賛

2025年

- 1月11日 萩市子ども会たこあげ大会参加(萩支店)
- 1月19日 萩市駅伝競走大会参加(萩地区)
- 2月4日 山口・防府地区総代懇親会開催
- 2月12日 萩・長門地区総代懇親会開催
- 3月1日 湯田温泉スリッパ卓球大会参加(湯田支店)
- 3月10日 山口市開業チャレンジ応援補助金交付式開催
- 3月21日 阿武町創業チャレンジ応援補助金交付式開催

貸借対照表

第107期 令和7年3月31日現在

科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円
現 金	3,580
預 け 金	27,458
有 価 証 券	83,790
国 債	8,821
地 方 債	13,873
社 債	33,555
株 式	326
そ の 他 の 証 券	27,213
貸 出 金	99,949
割 引 手 形	69
手 形 貸 付	5,586
証 書 貸 付	91,273
当 座 貸 越	3,020
そ の 他 資 産	1,641
未 決 済 為 替 貸 付	31
信 金 中 金 出 資 金	1,296
前 払 費 用	20
未 収 収 益	258
そ の 他 の 資 産	34
有 形 固 定 資 産	2,562
建 物	1,069
土 地	1,343
リ ー ス 資 産	46
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	102
無 形 固 定 資 産	31
ソ フ ト ウ ェ ア	5
リ ー ス 資 産	2
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	23
債 務 保 証 見 返	465
貸 倒 引 当 金	△ 2,478
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,978)
資 産 の 部 合 計	217,001

科 目	金 額
(負債の部)	百万円
預 金 積 金	202,946
当座預金	2,035
普通貯蓄預金	114,365
通知預金	677
定期預金	374
定期積金	81,302
その他の預金	2,878
借入	1,312
借入金	5,092
借入金	5,092
借入金	437
未払費用	42
未払費用	92
未払費用	2
未払費用	1
未払費用	63
未払費用	8
未払費用	1
未払費用	98
未払費用	51
未払費用	75
未払費用	66
未払費用	880
未払費用	83
未払費用	28
未払費用	157
未払費用	465
負債の部合計	210,158
(純資産の部)	
出 資 金	320
普通出資	320
利益剰余金	12,166
利益準備金	393
その他の利益剰余金	11,772
特別積立金	11,465
(うち目的積立金)	(95)
当期末処分剰余金	307
処分未済持分	△ 0
会員の勘定合算	12,485
その他の有価証券評価差額金	△ 6,039
土地再評価差額金	396
評価・換算差額等合計	△ 5,642
純資産の部合計	6,843
負債及び純資産の部合計	217,001

損益計算書

第107期（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）

科 目	金 額 (千円)	
経 常 収 益		3,301,767
資金運用収益	2,550,801	
貸出金利息	1,675,892	
預け金利息	138,026	
有価証券利息配当金	712,059	
その他の受入利息	24,823	
役務取引等収益	255,923	
受入為替手数料	90,478	
その他の役務収益	165,445	
その他業務収益	32,437	
その他の業務収益	32,437	
その他経常収益	462,604	
貸倒引当金戻入益	327,534	
償却債権取立益	23,775	
株式等売却益	102,167	
その他の経常収益	9,127	
経 常 費 用		3,078,773
資金調達費用	131,744	
預金利息	124,660	
給付補填備金繰入額	1,429	
借入金利息	5,140	
その他の支払利息	514	
役務取引等費用	267,210	
支払為替手数料	25,873	
その他の役務費用	241,337	
その他業務費用	486,904	
国債等債券売却損	458,748	
国債等債券償還損	855	
その他の業務費用	27,299	
経 費	2,143,406	
人 件 費	1,471,025	

科 目	金 額 (千円)	
物 件 費	642,568	
税 金	29,811	
その 他 経 常 費 用	49,506	
貸 出 金 償 却	11,946	
株 式 等 売 却 損	27,706	
その 他 資 産 償 却	0	
その 他 の 経 常 費 用	9,853	
経 常 利 益		222,994
特 別 利 益		—
特 別 損 失		0
固 定 資 産 処 分 損	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		222,994
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,176	
法 人 税 等 合 計		1,176
当 期 純 利 益		221,818
繰 越 金 (当 期 首 残 高)		85,494
当 期 未 処 分 剰 余 金		307,312

剰余金処分計算書

第107期（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）

萩山口信用金庫

科 目	金 額 (円)
当 期 未 処 分 剰 余 金	307,312,635

これを下記の通り処分します。

科 目	金 額 (円)
剰 余 金 処 分 額	206,385,382
普通出資に対する配当金 (年2%)	6,385,382
特 別 積 立 金	200,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	100,927,253

役 員

(令和7年3月31日現在)

理 事 長	梶 山 一 生
常 務 理 事	野 村 尚 彦
常 務 理 事	嶋 戸 幸 啓
理 事	豊 田 宏
理 事	伊 坂 浩
理事相談役	小 田 村 哲
理 事	武 田 晋
理 事	藤 井 哲 男
監 事	鈴 川 知 二
監 事	新 谷 卓 也
監 事	松 富 博 之

※監事 新谷卓也、松富博之は、信用金庫法第32条
第5項に規定する員外監事です。

地域のみなさまと共に



読書推進のため
萩市へ読書通帳寄付
(令和6年4月5日)



職場体験学習
(令和6年5月22~23日)



信用金庫の日
献血活動
(令和6年6月11日)



信用金庫の日
全店一斉清掃活動
(令和6年6月14日)



山口祇園祭 市民総踊り
(令和6年7月24日)



やまぐち未来のしごとフェスタ
(令和6年12月3~4日)



萩城下町マラソン2024協賛
(令和6年12月8日)



山口市開業チャレンジ
応援補助金交付
(令和7年3月10日)

独立監査人の監査報告書

令和7年5月21日

茨山信用金庫
理事会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林島 拓也
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、茨山信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第107期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を構成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違によりその他の記載内容に重要な開示の欠陥があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、茨山信用金庫の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第107期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理基本方針）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理基本方針に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理基本方針に関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

萩山口信用金庫

常勤監事 鈴川 知二

監事 新谷 卓也

監事 松富 博之

(注) 監事新谷卓也及び松富博之は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

店舗一覧

- 本店・中市支店 〒753-0047 山口市道場門前一丁目5番1号
TEL(083)922-2712
- 豎小路支店 〒753-0034 山口市下豎小路36番地1
TEL(083)922-4131
- 湯田支店 〒753-0056 山口市湯田温泉三丁目4番16号
TEL(083)922-0639
- 大内支店 〒753-0221 山口市大内矢田北四丁目20番20号
TEL(083)927-2977
- 防府支店 〒747-0044 防府市佐波二丁目5番2号
TEL(0835)23-5150
- 平川支店 〒753-0831 山口市平井715番地12
TEL(083)923-6700
- 宮野支店 〒753-0021 山口市桜畠二丁目8番10号
TEL(083)925-7809
- 吉敷支店 〒753-0814 山口市吉敷下東一丁目3番7号
TEL(083)923-6800
- 御堀支店 〒753-0214 山口市大内御堀五丁目1番1号
TEL(083)920-0156
- 小郡支店 〒754-0043 山口市小郡明治一丁目2番1号
TEL(083)974-0070
- 萩支店 〒758-0044 萩市大字唐樋町3番地3
TEL(0838)22-3111
- 浜崎支店 〒758-0022 萩市大字浜崎町253番地2
TEL(0838)22-0197
- 奈古支店 〒759-3622 阿武郡阿武町奈古2311番地の13
TEL(08388)2-3028
- 新川支店 〒758-0011 萩市大字椿東3072番地12
TEL(0838)22-0608
- 長門支店 〒759-4101 長門市東深川1383番地4
- 仙崎支店・油谷支店 TEL(0837)22-0828
- 松本支店・越ヶ浜支店 〒758-0011 萩市大字椿東2511番地3
TEL(0838)22-3113
- 橋本支店 〒758-0062 萩市大字橋本町74番地
TEL(0838)22-3141

店外ATM一覧

- アトラス萩 萩市大字土原420番地
平日/8:45~18:00 土日・祝日/9:00~19:00
- 萩市役所 萩市大字江向510番地
平日/9:00~19:00 土日・祝日/9:00~17:00
- 玉江駅 萩市大字山田字西沖田4757番地
平日/9:00~19:00 土日・祝日/9:00~17:00
- フジ長門 長門市仙崎322番地2
平日/9:00~18:00 土日・祝日/9:00~17:00